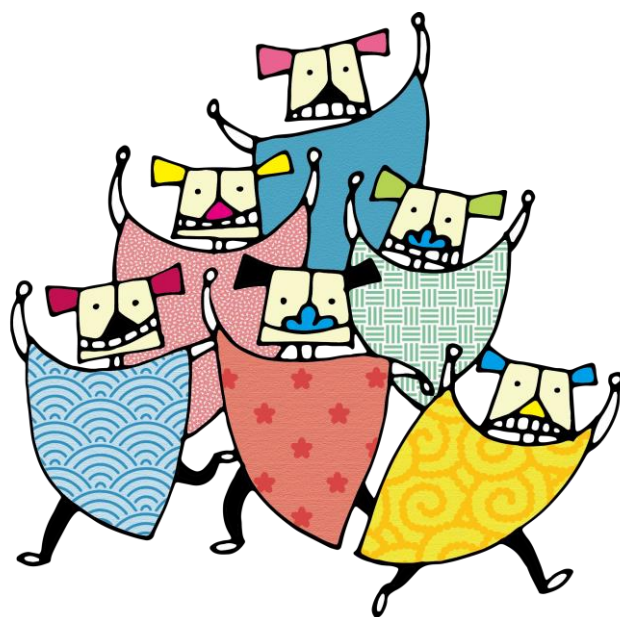


三木町
高齢者虐待対応マニュアル



令和4年3月改正版

三木町

目 次

三木町高齢者虐待対応マニュアルについて	1
1 高齢者の定義	1
2 高齢者虐待の定義	1
3 養護者の定義	2
4 養介護施設従事者等の定義	2
5 三木町における養護者による高齢者虐待への対応フロー	3
6 三木町における養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応フロー	9

<参考資料>

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	14
-------------------------------	----

<様式>

・養護者編

別添 1 相談・通報・届出受付票（総合相談）	23
別添 2 高齢者虐待情報共有・協議票	24
別添 3 事実確認票ーチェックシート、事実確認項目（サイン）	25, 26
別添 4 アセスメント要約票	27, 28
別添 5 高齢者虐待事案に係る援助依頼書	29
別添 6 立入調査に係る身分証明書	30

・養介護施設従事者等編

別添 7 通報等受付記録	31～33
別添 8 必要情報収集チェックリスト	34～46
別添 9 調査結果報告書（調査概要）（入居者）（施設職員）（その他）	47～50
別添 10 事実確認結果報告書（虐待事実なし）	51
別添 11 対応方針検討票（職員用）（施設用）	52, 53
別添 12 対応方針検討票（改善計画）	54

三木町高齢者虐待対応マニュアルについて

近年、高齢者虐待が社会的問題となっており、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（以下、「法」という。）が平成 18 年 4 月 1 日から施行されました。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。そのため、三木町でも高齢者虐待対応マニュアル（平成 21 年 8 月）を作成し、対応に取り組んでいるところですが、香川県高齢者虐待防止・対応マニュアルの改正（令和 3 年 3 月）を受けて本町においてもマニュアルを改正いたしました。

このマニュアルは、高齢者の権利を守るため、高齢者やその家族、近隣住民、関係者等の皆様に共通理解を深め、高齢者虐待防止を推進していくことを目的としています。

1 高齢者の定義

「高齢者」とは 65 歳以上の者と定義されています。（法第 2 条第 1 項）

ただし、65 歳未満の者であっても養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用又はサービスの提供を受ける障がい者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます。（法第 2 条第 6 項）

2 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待」とは、養護者又は養介護施設従事者等による高齢者に対して行う次の行為とされています。

虐待の種類	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など養護を（養介護施設従事者等については、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を）、著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族又は養介護施設従事者等が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 養護者の定義

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。（法第2条第2項）

4 養介護施設従事者等の定義

老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者をいいます。ここでいう業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。（法第2条）

●「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業

法規定	養介護施設	養介護事業
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業

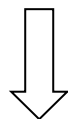
※有料老人ホームに該当する「サービス付き高齢者向け住宅」を含む。

※上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

上記に該当しない施設等については、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の規定は適用されません。しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。

5 三木町における養護者による高齢者虐待への対応フロー

高齢者、養護者、虐待の発見者・発見した関係機関等



相談・通報・届出

① 相談・通報・届出（以下、「相談等」という。）の受付

本町の相談等の窓口は地域包括支援センターです。夜間は、特別養護老人ホーム白山山荘において、緊急時のみ対応しています。なお、地域包括支援センターも夜間対応を行っています。

名称	所在地	相談時間	電話番号	FAX 番号
三木町地域包括支援センター	木田郡三木町大字 氷上 310 番地	平日 (8:30～17:15)	087-891-3321	087-898-1994
		夜間・休日 (緊急時)	087-891-3321	
特別養護老人ホーム白山山荘	木田郡三木町大字 下高岡 2882 番地 1	夜間・休日 (緊急時)	087-898-3123	

相談等を受けた場合、当該相談等を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって、当該相談等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。(法第8条) 相談等を受けた者は、別添1 **相談・通報・届出受付票（総合相談）** を利用し、必要な項目を正確に聞き取るようにします。

② 協議

担当者は、別添2 **高齢者虐待情報共有・協議票** を作成し、複数の職員と共有し、緊急性を判断します。

③ 事実確認

地域包括支援センターは、協議内容に沿って相談等から48時間以内に事実確認を行います。まず、相談等がなされた高齢者や養護者・家族の状況を確認するため、庁舎内関係部署関係機関等からできるだけの情報収集を行います。

その後、事実確認を行います。訪問調査を行う場合は、2名以上の職員で訪問をし、訪問が受け入れられにくいことが予想される場合は、高齢者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら安否の確認を行う必要があります。

事実確認を行った職員は、別添3 事実確認票—チェックシート、事実確認項目（サイン）を作成し、事実確認項目（サイン）における「確認項目」の太字部分に該当した場合、緊急保護の検討が必要となります。

④ コアメンバー会議

コアメンバー会議は、虐待の有無と緊急性の判断を行い、当面の虐待対応の計画を決定するものです。地域包括支援センターの管理職及び担当職員によって構成されます。別添4 アセスメント要約票を作成し、メンバーで情報共有をします。

事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例についても、虐待の有無の判断ができるよう、期限を区切って事実確認を継続するための対応方針を決定します。

● コアメンバー会議の内容

- ・ 庁内関係部署職員や専門的な助言者の参加要請
 - ・ 事例のアセスメント
 - ・ 援助方針の協議
 - ・ 支援内容の協議
 - ・ 関係機関の役割の明確化
 - ・ 主担当者の決定
 - ・ 連携体制の確認
 - ・ 支援経過、支援計画の作成
 - ・ 支援経過、支援計画の確認
- ・・・別添4 アセスメント要約票
- 参加メンバーによる協議

引用：香川県. 香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル（養護者編）. 2021

⑤ 緊急対応

緊急性が高い場合は、立入調査や分離保護の対応を行います。また必要に応じては、成年後見制度の町長申立てを実施します。

・立入調査

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部署の職員に、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます。(法第 11 条)

法第 12 条では警察への援助要請等についての規定が設けられていることから、必要に応じて高齢者の住所又は居所を管轄する警察署長に援助を求めます。(別添 5 にて依頼)

立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。(別添 6)

・分離保護

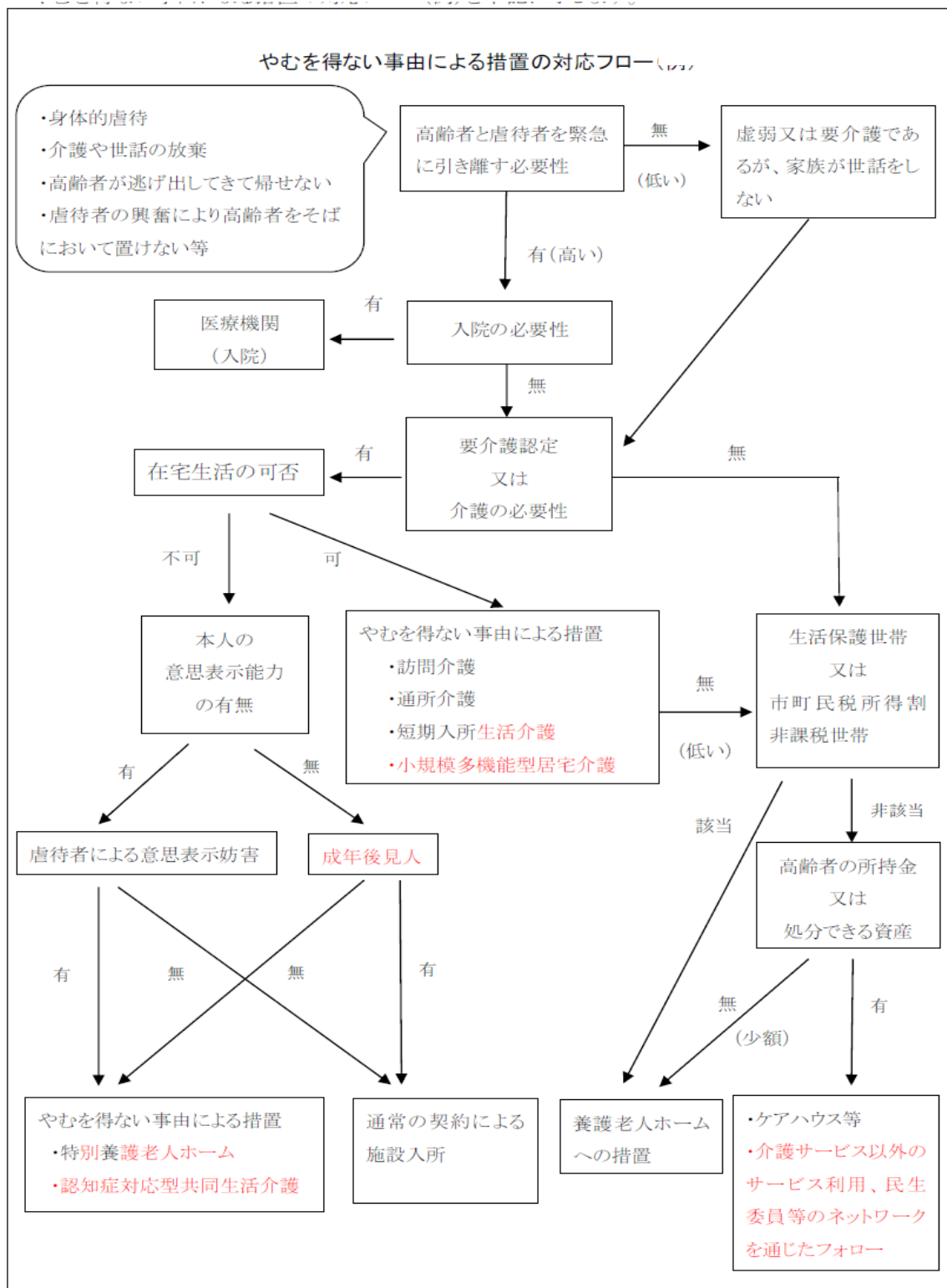
方法としては、医療機関への一時入院や短期入所、措置入所などの方法が考えられます。

(やむを得ない事由による措置の対応フロー参照)

・成年後見制度の町長申立て (市町長申立フローチャート参照)

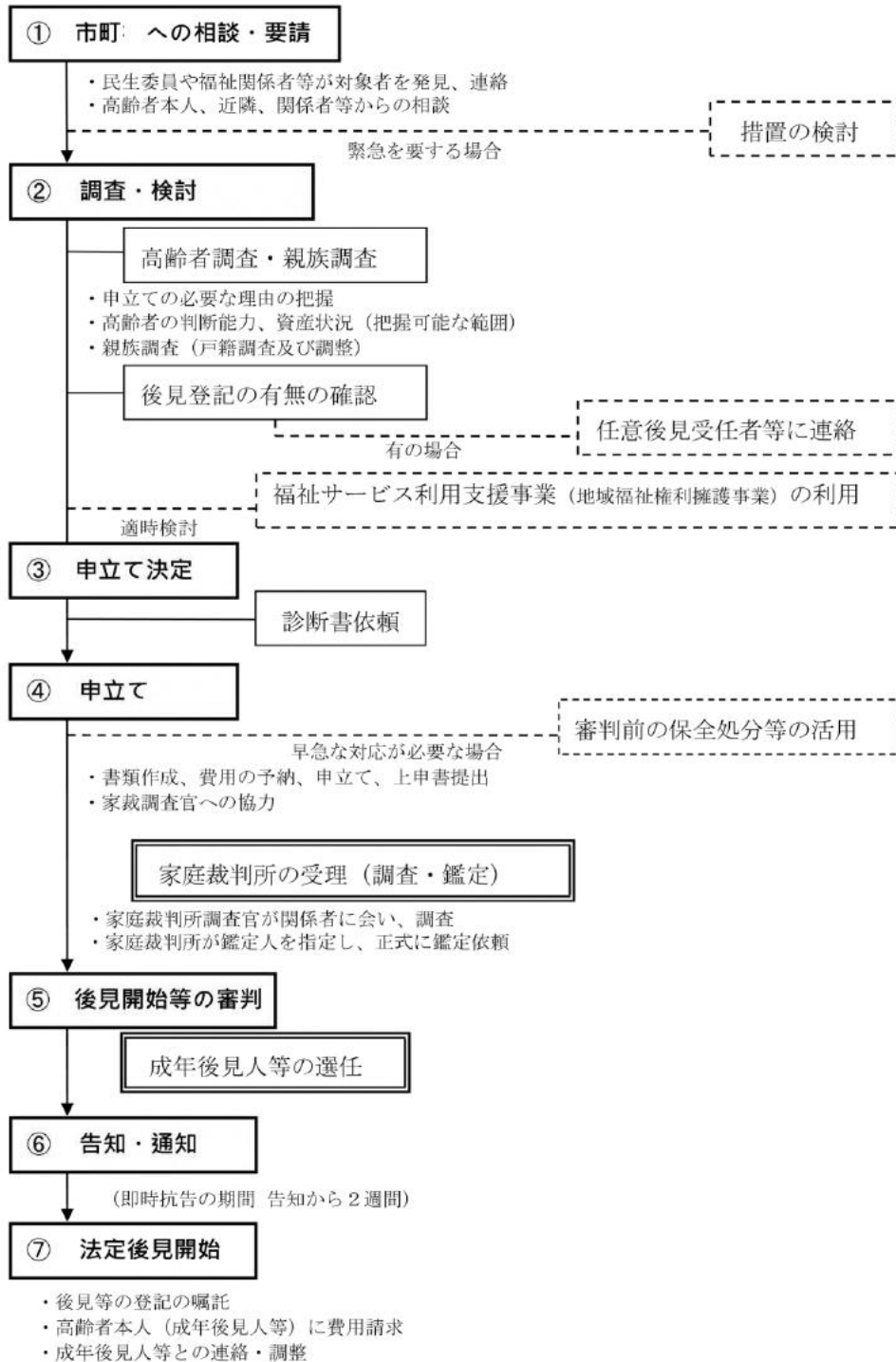
老人福祉法第 32 条では、認知症等で高齢者の判断能力が低下している場合の対応手段として、町長が後見開始等の審判を請求することが出来ます。請求にあたって、本来であれば、配偶者及び 2 親等内の親族の意思を確認することが必要ですが、2 親等内の親族による虐待の事実がある場合には、省略をし、町長が後見開始等の審判を請求することが出来ます。

(三木町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 5 条第 2 項)



引用：香川県. 香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル（養護者編）. 2021

＜市町長申立フローチャート＞



引用：香川県. 香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル（養護者編）. 2021

⑥ 対応の実施

地域包括支援センターは、コアメンバー会議で決まった支援・対応方針を実施していきます。虐待対応を行ううえで、事業所等関係機関の協力が必要な場合は、地域包括支援センターから各関係機関へ協力を要請します。

⑦ 虐待対応ケース会議（⑥対応の実施を行う際に必要があれば開催）

虐待対応状況や事実確認した結果を、関係者間で共有したうえで、虐待対応の計画の変更や役割分担の再確認を行います。対応の協力をお願いした各関係機関も必要に応じて参加することがあります。

⑧ 虐待対応評価会議

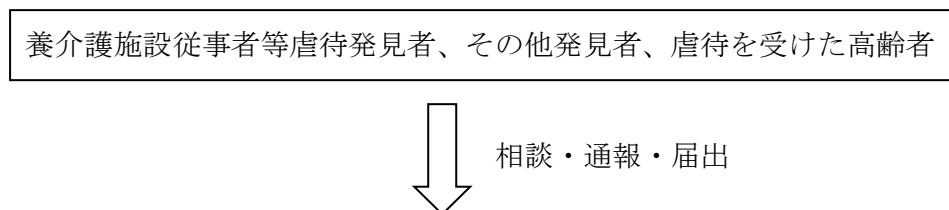
虐待対応を終結させるまで、虐待の対応の実施状況を確認し、虐待状況が解決されたかどうか、対応を終結すべきか、引き続き実施すべきか、改めてアセスメントや計画を見直すかについて、繰り返し協議する必要があります。

⑨ 終結

虐待対応の終結は、⑧虐待対応評価会議にて判断をします。虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結の判断とします。

ただし、これは虐待対応の終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して適切な関与、引き継ぎを行います。

6 三木町における養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応フロー



① 相談・通報・届出（以下、「通報等」という。）の受付

本町の相談等の窓口は地域包括支援センター、福祉介護課介護保険係です。

名称	所在地	相談時間	電話番号	FAX 番号
三木町地域包括支援センター	木田郡三木町大字 氷上 310 番地	平日 (8:30～17:15)	087-891-3321	087-898-1994
		夜間・休日 (緊急時)	087-891-3321	
三木町福祉介護課 介護保険係		夜間・休日 (緊急時)	087-898-3304	
		平日 (8:30～17:15)	087-891-3304	087-898-1944

養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村へ通報するよう規定されています。当該養介護施設又は養介護事業（以下「養介護施設等」という。）において業務に従事する養介護施設従事者等による虐待を発見した場合、虐待を受けている高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに通報しなければなりません。（法第 21 条）また、養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届けることができます。

高齢者が入所している養介護施設等の所在地と通報を行った家族等の住所地が異なる場合、養介護施設等の市町村が対応します。

通報等を受けた者は、**別添 8 通報等受付記録**を利用し、必要な項目を正確に聞き取るようにします。通報等を受けた職員は、その職務上知り得た事項であって通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと規定されています。（法第 23 条）

●通報等による不利益取扱いの禁止

刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（法第 21 条第 6 項）、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（法第 21 条第 7 項）と規定されています。こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

② 事実確認

事実確認は、当該養介護施設等への指定権限の有無に関わらず、通報等を受けた町が行います。ただし、当該町が指定権限を有していない場合には、指定権限等を有する県と連携して、事実確認を行います。

事実確認の方法については、事案の緊急性や当該養介護施設等の状況を踏まえ、以下の 3 つの中から適切なものを検討し、実施します。

- (1) 法の主旨を踏まえて、当該養介護施設等の任意の協力の下に行う調査
- (2) 介護保険法第 23 条に基づくいわゆる「実地指導」
- (3) 介護保険法第 76 条等に基づくいわゆる「監査」

●調査を行う際の留意事項

- ・訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として 2 人以上の職員で訪問します。
- ・通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うようにします。
- ・調査にあたっては、高齢者及び養介護施設等に対して、「訪問の目的」、「担当職員の職務と守秘義務」、「調査する内容と必要性」、「高齢者の権利」を説明し理解を得ることが重要です。
- ・調査にあたっては、高齢者や養介護施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

● 調査確認項目

高齢者本人への調査項目	養介護施設等への調査項目
・虐待の種類や程度 ・虐待の事実と経過 ・高齢者の安全確認と身体・生命・生活状況等の把握 ・サービス利用状況	・当該高齢者に対するサービス提供状況 ・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等 ・通勤等の内容に係る事実確認、状況の説明 ・職員の勤務体制 ・その他必要事項（事故・ヒヤリハット報告書、苦情相談記録、職員への研修状況等）

別添 8 の様式を適宜利用し、調査を行います。

③ 虐待対応ケース会議

事実確認のための調査後、担当職員は別添 9 調査結果報告書（調査概要）（入居者）（施設職員）（その他）を適宜作成し、管理職の確認をとります。虐待の有無と緊急性の判断は、担当部署職員（管理職含む）及びその他関連するメンバーによる虐待対応ケース会議で行います。

虐待の事実がない場合は別添 10 事実確認結果報告書（虐待事実なし）を作成し報告をします。

④ 改善計画書の提出要請

虐待が認められた場合はもちろん、虐待は認められなくとも、町が指定権限を有する養介護施設等において、運営基準違反行為や不適切なケア等が認められた場合には、養介護施設等に対し、改善指導を行う必要があります。養介護施設等に対し、訪問調査の結果を報告するに当たり、別添 11 対応方針検討票（職員用）（施設用）を利用し、改善が必要と考えられる事項と指導内容を通知します。

養介護施設等は、通知を受けて定められた期限内に指導内容に対する別添 12 対応方針検討票（改善計画）を提出します。

町は提出された改善計画が指導内容に対し具体的な行動計画に基づいた取組内容が記載されているか確認をし、具体性に欠ける計画書の場合は、修正の指導をします。また、改善計画書においてはそれぞれの行動計画に期限を設け、進捗の確認ができる形で提出を促します。

⑤ モニタリング・評価会議

改善計画に沿った取組がなされているか定期的に取り組状況結果を報告してもらうよう依頼する等、改善取組に対するモニタリングを行う必要があります。改善計画の目標達成期日が経過した段階で、モニタリングの結果を検討し、改善取組に対する評価会議を行います。

評価会議は、事実確認をした担当部署の職員（管理職を含む）で行い、必要に応じて庁内関係部署、関係機関、県に参加を要請します。改善取組が滞っている、改善意識が見られない等の場合は、改善勧告・命令等の権限行使により改善取組を促します。必要に応じて県と連携します。

●老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

養介護施設従事者等による虐待の通報等を受けた場合、市町村長は、養介護施設等の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使します。（法第 24 条）

⑥ 終結

虐待対応においては、常に終結を意識して行います。終結の判断は評価会議の検討を踏まえて行います。

●終結要件

- ・虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用出来るようになったと確認できること。
- ・虐待の要因となった課題について、養介護施設等が再発防止のための方策を講じ、効果を上げていると確認できること。

参考：日本社会福祉士会、市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き、中央法規出版、2012

7 町からの都道府県への報告

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません。（法第 22 条）

ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事例以外の様々なものも含まれると考えられます。そのため、都道府県に報告する情報は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例のみとし、毎月定期的に報告しなければなりません。（香川県が定める様式にて報告）

●香川県に報告すべき事項（厚生労働省で規定）

- ① 虐待の事実が認められた養介護施設等の情報（名称、所在地、サービス種別）
- ② 虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）
- ③ 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④ 虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
- ⑤ 市町村が行った対応
- ⑥ 虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

参考資料

平成十七年法律第二百二十四号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養

介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること

ができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者につい

て、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。